

平成二十一年三月六日受領
答弁第一六〇号

内閣衆質一七一第一六〇号

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日米外相会談における在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る取り決めに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日米外相会談における在沖繩米海兵隊のグアム移転に係る取り決めに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「協定」により決められた普天間飛行場代替施設建設の方法」及び「滑走路の沖合移動という、従来沖繩県側が求めていたもの」が具体的に何を指しているのか明らかでないが、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「本協定」という。）は、在沖繩海兵隊のグアム移転事業の実施の在り方について規定したものであり、御指摘の外務省ホームページにおいて示したような締結の意義を有するものであると考えている。

二について

本協定の署名の前に、外務省から沖繩県側に本協定の詳細を説明したところであるが、政府としては、今後とも沖繩県民の理解と協力が得られるよう努力してまいりたい。